

主 文

本件再審査請求のうち、労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給する処分に係る部分を却下し、その余については棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に雇用され、看護助手として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、盲目の患者をベッドに連れてていき、座つてももらうために口頭で誘導したところ、患者が転倒しそうになり、請求人は患者に引っ張られた（以下「本件災害」という。）ため、その後〇日間ほど腰痛が続いたという。請求人は、同月〇日、C整形外科に受診し、「腰痛、左股関節痛、右肘痛、右肩痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「左股関節痛」と診断され、同月〇日、E病院に受診し「腰痛症、左臼蓋形成不全」と診断され、さらに、同年〇月〇日にはF整骨院に受診し、その後、療養を継続した。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、本件処分のうち、「筋・筋膜性腰痛症（腰痛）」について支給しないとした部分を取り消し、その余の

部分を棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をしたことから、更にこの処分を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件災害により発症したものであり、業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 本件傷病のうち、「筋・筋膜性腰痛症（腰痛）」について、請求人は、本件処分を取り消し、支給すべき旨主張しているものの、監督署長は、本件決定を受け、平成〇年〇月〇日付けをもって、療養補償給付及び休業補償給付を支給している。

ところで、労災保険法第38条においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をするとができると定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合に限られるものと解することが相当である。

したがって、「筋・筋膜性腰痛症（腰痛）」については、もはや本件再審査請求によって請求人が救済されるべき法的利益はなく、不服申立ての対象となる処分を欠いており、不適法というべきである。

(3) 次に、「左臼蓋形成不全（左股関節痛）」については、G医師は、平成〇年〇月〇日付け顛末書において、要旨、「当該関節痛は、個体的要因によるものである。腰痛が影響する可能性は否定できないが、本件災害から数日間経過後

に生じたものであることからも、本件災害との関連性は考え難く、直接的な因果関係はない。」と述べ、H医師、I医師及びJ医師も同旨を述べている。

当審査会としても、一件記録を精査したが、当該関節痛と本件災害との相当因果関係を否定した各医師の医学的見解は妥当であり、業務上の事由によるものではないとする審査官の判断は、妥当であると判断する。

(4) また、「右肩石灰性腱炎（右肩痛）」及び「右テニス肘（右肘痛）」についても、G医師、I医師及びJ医師は、各々「本件災害の時期との発症時期とは乖離しており、医学的に関連性はない。」と明確に述べている。

当審査会としても、これらの医師の見解は妥当であり、同傷病についても業務上の事由によるものでないものと判断する。

3 結論

以上のとおりであるので、請求人主張の本件傷病のうち「筋・筋膜性腰痛症（腰痛）」に係る療養補償給付及び休業補償給付についての本件再審査請求は、不適法なものであってその欠陥を補正することができないことは明らかであることから、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条、第10条の規定に基づき却下することとし、「筋・筋膜性腰痛症（腰痛）」以外の傷病に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であり、これらを取り消すべき理由はないから棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。